

## 新潟県最低賃金の年次別推移

年	日額	引き上げ率	時間額	引き上げ率	発効年月日
昭和48年	1,210 (注1 1,020)				昭和48年12月 1日
49年	1,608	32.89%	201		昭和50年 3月 6日
50年	1,867	16.11%	234	16.42%	昭和51年 1月21日
51年	2,048	9.69%	256	9.40%	昭和51年12月22日
52年	2,247	9.72%	281	9.77%	昭和52年11月 4日
53年	2,392	6.45%	301	7.12%	昭和53年10月16日
54年	2,542	6.27%	319	5.98%	昭和54年10月13日
55年	2,721	7.04%	341	6.90%	昭和55年10月12日
56年	2,896	6.43%	362	6.16%	昭和56年10月12日
57年	3,053	5.42%	382	5.52%	昭和57年10月10日
58年	3,151	3.21%	394	3.14%	昭和58年10月13日
59年	3,249	3.11%	407	3.30%	昭和59年10月 5日
60年	3,367	3.63%	421	3.44%	昭和60年10月 4日
61年	3,469	3.03%	434	3.09%	昭和61年10月 2日
62年	3,546	2.22%	444	2.30%	昭和62年10月 3日
63年	3,653	3.02%	457	2.93%	昭和63年10月 1日
平成元年	3,803	4.11%	476	4.16%	平成元年10月 1日
2年	3,988	4.86%	499	4.83%	平成 2年10月 1日
3年	4,184	4.91%	523	4.81%	平成 3年10月 1日
4年	4,360	4.21%	545	4.21%	平成 4年10月 1日
5年	4,496	3.12%	563	3.30%	平成 5年10月 1日
6年	4,604	2.40%	576	2.31%	平成 6年10月 1日
7年	4,710	2.30%	589	2.26%	平成 7年10月 1日
8年	4,809	2.10%	602	2.21%	平成 8年10月 1日
9年	4,915	2.20%	616	2.33%	平成 9年10月 1日
10年	5,004	1.81%	626	1.62%	平成10年 9月30日
11年	5,049	0.90%	632	0.96%	平成11年 9月30日
12年	5,089	0.79%	637	0.79%	平成12年 9月30日
13年	5,124	0.69%	641	0.63%	平成13年 9月30日
14年			641	0.00%	平成14年 9月30日
15年			641	0.00%	改定なし
16年			642	0.16%	平成16年 9月30日
17年			645	0.47%	平成17年 9月30日
18年			648	0.47%	平成18年 9月30日
19年			657	1.39%	平成19年10月19日
20年			669	1.83%	平成20年10月26日
21年			669	0.00%	改定なし
22年			681	1.79%	平成22年10月21日
23年			683	0.29%	平成23年10月 7日
24年			689	0.88%	平成24年10月 5日
25年			701	1.74%	平成25年10月26日
26年			715	2.00%	平成26年10月 4日
27年			731	2.24%	平成27年10月 3日
28年			753	3.01%	平成28年10月 1日
29年			778	3.32%	平成29年10月 1日
30年			803	3.21%	平成30年10月 1日
令和元年			830	3.36%	令和元年10月 6日
2年			831	0.12%	令和 2年10月 1日
3年			859	3.37%	令和 3年10月 1日
4年			890	3.61%	令和 4年10月 1日
5年			931	4.61%	令和 5年10月 1日

注1 地域別最低賃金は昭和48年から決定。( )内は、理容師見習、美容師見習、調理師見習、男子服・婦人子供服・和服の縫製の技能習得中の者に適用。

注2 平成14年以降は時間額についてのみ決定。